

白ウコン研究会 会則

第1条〔名称〕

本会は白ウコン研究会と称する。

第2条〔事務所〕

本会の事務局を 〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町9 日栄ビル におく。

第3条〔目的〕

1. 本会は農学博士 駒井 功一郎 氏 発見の白ウコンの薬理的効果、即ち関節炎の主たる原因である滑膜増殖抑制作用の一般への衆知及び普及を第一の目的とする。
2. 本会は上記白ウコンが持つその他の薬理的効果の研究をサポートする。

第4条〔活動〕

1. 本会は白ウコン体験者の真摯な意見、感想等の収集、広報を行う。
2. 本会は白ウコンを使用、また研究を行う医師、柔道整復師等の専門家の協力を得て本会の目的を推進する。
3. 本会は活動の成果を変形性関節炎、リウマチ性関節炎に悩む千数百万人の方々、またそれに倍する高齢者の方々に衆知する事により「生活の質(QOL)」の向上に資することを計る。
4. 医療機関、治療施設などに於ける白ウコンの薬学的効果や、臨床結果の収集と広報を行う。
5. 会員の体験などの収集と広報を行う。
6. 会員相互の情報交換の場を提供する。
7. 上記活動、情報などを本会ホームページや会報誌などで発表する。

第5条〔会員及び入会〕

会員は本会の目的、活動に賛同して参加するすべての個人、団体とする。格別の入会資格、審査、手続きを要しない。よって退会も同様である。

第6条〔除名〕

会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為を行った時、会長はこれを除名できる。

第7条〔会長〕

本会の運営、活動を統括する会長を1名置く。

本会の筆頭発起人である がその任にあたる。

第8条〔副会長〕

会長はその補佐として副会長を1～2名置くことができる。

第9条〔顧問〕

本会の目的に賛同する医師、柔道整復師、薬学・農学等の先生方を本会の顧問として迎え指導、助言を受けることができる。

第10条〔事務職員〕

会長は必要に応じて事務、会計等の作業のため、職員を置くことができる。また、会長はこれらの職を兼務できる。

第11条〔資金〕

本会の活動資金は会長、副会長、本会員、または本会の活動に賛同する方々の寄付による。

第12条〔雑則〕

本会則は会員の申し出があれば見直すことができる。

本会は 2019年3月1日 より発足する。